

(案)

磐田市こども読書活動推進計画
(第5次計画)

【令和8年度～令和12年度】

令和8年●月

静岡県磐田市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の背景と目的	
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画策定の目的	
2. 計画の位置付け	
3. 計画の期間	
4. 計画の対象	
第2章 第4次計画の評価と課題	3
1. 第4次計画の主な成果	
2. 実施した具体的な取り組み	
(1) 図書館、ひと・ほんの庭 にこっと	
(2) 子育て支援センター等	
(3) 幼稚園、保育園、認定こども園	
(4) 小学校、中学校、高等学校	
3. 第4次計画 数値目標の達成状況	
4. こどもの読書を取り巻く現状	
(1) 読書への関心	
(2) 読書冊数と不読率	
(3) 家庭における読書環境	
(4) 図書館等の利用の状況	
(5) 電子書籍の利用状況	
(6) 読書環境の多様化への対応	
5. 第4次計画から見えてきた課題	
第3章 こどもの読書活動推進のための施策	12
1. 第5次計画に向けて	
2. 計画の理念と基本方針	
3. 施策の共通事項	
(1) 連携・協力体制の構築	
(2) 人材育成	
(3) 普及・啓発	
(4) 発達段階に応じた読書活動	
(5) こどもの読書意欲を育む取組	
4. 家庭における読書活動の推進(読書への関心を高める取組)	
(1) こどもが本に親しむ時間の確保	
(2) こどもの身近に本がある環境づくり	
(3) 多様な家庭への読書支援	
(4) 保護者への啓発・情報提供	

- 5. 地域における読書活動の推進(読書への関心を高める取組)
 - (1) 図書館、ひと・ほんの庭 にこっと
 - (2) 子育て支援センター等
- 6. 就学前教育・保育施設、学校における読書活動の推進(読書への関心を高める取組)
 - (1) 幼稚園、保育園、認定こども園
 - (2) 小学校、中学校、高等学校

第4章 計画の推進体制 **26**

- 1. 関係機関の連携
- 2. 人材育成と活用
- 3. 広報活動の充実

第5章 数値目標と進捗管理 **27**

- 1. 成果指標と目標値の設定
- 2. 計画の進捗確認と見直し

資料編 **28**

- 1. 市立図書館、ひと・ほんの庭 にこっとの現状
- 2. 読書活動に関する用語説明
- 3. 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 4. 学校図書館法
- 5. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

別冊資料

こども読書活動推進に関するアンケート調査の結果

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景と目的

(1) 計画策定の背景

読書は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高めるとともに、多様な価値観に触れながら人生をより深く生きる力を育む上で重要な活動です。また、読書を通じて得られる知識や情報は、主体的に学び、考え、行動する力の基盤となります。

現代は、少子高齢化やグローバル化の進展に加え、情報通信技術の急速な発展により、こどもを取り巻く環境が大きく変化しています。GIGA スクール構想による1人1台端末の整備やスマートフォン、動画配信サービス、SNSの普及により、多様な情報に触れる機会が増える一方で、読書時間の減少や読書習慣の未形成が課題となっています。このような中、必要な情報を適切に選び取り、読み解く読解力や、自ら学び考え主体的に判断する力、他者を思いやる豊かな心を育むことが重要となっています。こうした力を育む基盤となる読書活動を推進するため、こどもの発達段階に応じた読書環境の整備と充実が求められています。

国においては、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」（法律第154号）（以下、「法」という）の制定以降、こどもの自主的な読書活動を推進する施策が進められてきました。令和5年3月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」（以下、「国の計画」という）が策定され、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つの基本方針が示されました。また、令和元年制定の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」や、令和4年制定の「こども基本法」により、誰もが読書に親しめる環境づくりと、こどもの意見を尊重した施策の推進が求められています。

静岡県では、令和8年3月に「本とともにだち」プラン「第四次静岡県こども読書活動推進計画」（以下、「県の計画」という）を策定し、計画に基づいて家庭・地域・学校等が連携しながら、こどもが読書に親しむことのできる環境づくりを推進しています。同計画では、読書習慣の形成、読書環境格差の解消、読書バリアフリーの推進、デジタル技術の活用などを重点施策として掲げ、こどもの読書活動の一層の充実を図ることとしています。

本市では、平成17年に「磐田市こども読書活動推進計画」を策定して以来、平成23年度に第2次計画、平成28年度に第3次計画、令和3年度に第4次計画を策定し、継続してこどもの読書活動を推進してきました。その結果、学校図書館の充実や学校司書の配置、電子図書館サービスの導入、読み聞かせ活動の充実など、多くの成果が得られています。一方で、中学生を中心とした読書離れ、ブックスタート事業への参加率の伸び悩み、電子化の進展への対応、多様な背景を持つこどもへの支援など、新たな課題も明らかになっています。

(2) 計画策定の目的

こうした状況を踏まえ、本市のこどもたちが生涯にわたって読書に親しみ、自ら学び続ける力を育むことができるよう、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体でこどもの読書活動を推進していく必要があります。

本計画は、これまでの施策の成果と課題を踏まえるとともに、磐田市教育大綱、「磐田の教育」道しるべ、磐田市こども計画及び磐田市こども憲章の理念に基づき、本市のこどもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するための指針として、新たな「磐田市こども読書活動推進計画」（第5次計画）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

この推進計画は、法第9条第2項の規定に基づき策定するもので、国の計画及び県の計画を基本とするとともに、本市におけるこどもの読書活動推進の状況等を踏まえたものです。

また、本計画は、磐田市教育大綱、「磐田の教育」道しるべ、磐田市こども計画、磐田市こども憲章等、本市の教育・子育てに関する計画との整合性を図りながら推進します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度）までの5年間とし、本市の読書活動の目指すべき姿と取り組むべき施策を示しています。

なお、社会情勢の変化や国・県の施策動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象

本計画の対象は、以下のとおりとします。

- 概ね18歳以下のこどもとその保護者
- こどもの読書活動の推進に関わる全ての関係機関・団体・市民等
（図書館、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、地域団体、ボランティア、企業等）

なお、本計画では、国の基本計画を踏まえ、障がいのあるこどもや外国にルーツを持つこどもなど、特別な支援を必要とするこどもにも配慮し、すべてのこどもが読書に親しめる環境づくりと読書活動の充実を推進します。

第2章 第4次計画の評価と課題

第4次計画では、第3次計画の成果と課題を踏まえ、静岡県が掲げる「読書県しずおか」の構築を目指し、家庭、地域、学校等が連携を図りながら取組を進めてきました。

1. 第4次計画の主な成果

第4次計画期間中において、次のような成果が見られました。これらの取組により、こどもが本と出会う機会の充実や読書環境の整備は着実に進んでいます。

- ① 年齢別ブックリストの定期的な改定・配布や、おはなし会等の継続的な実施により、乳幼児期から本に親しむ環境づくりが進んだ
- ② 各種ボランティアによる図書館と連携した読書支援体制が充実した
- ③ 学府ごとの学校司書配置体制が定着した
- ④ 電子図書館の児童書コンテンツの拡充により、電子書籍による読書環境が整備された
- ⑤ ICTを活用した電子書籍児童書読み放題パックを導入し、市立図書館と学校との連携を強化した
- ⑥ LLブック、外国語図書等の充実により読書バリアフリーに関する取組が進展した

2. 実施した具体的な取り組み

(1) 図書館、ひと・ほんの庭 にこっと

- ・ 図書館サービスの利便性向上が図られ、こどもが利用しやすい読書環境の整備につなげるため、令和5年3月よりICタグシステムを導入
- ・ ブックスタートの実施（個別実施箇所が増加による参加率向上に向けた取組の強化）
- ・ 年齢に応じたおはなし会、外国語のおはなし会、プレママ向けのおはなし会等の実施
- ・ 幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター等への出張または来館おはなし会の実施
- ・ 施設見学の受け入れやガイダンスの実施、及び職場体験学習の受け入れ
- ・ 放課後児童クラブや幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、及び、小・中学校への学級文庫用図書等の団体貸出の実施
- ・ 市内全小学3年生を対象とした「茶の間ひととき読書運動」での団体貸出や読書啓発
- ・ 年齢別ブックリストの定期的な改訂・配布
- ・ 全小学1年生への図書館利用案内の配布と、市立図書館等利用者カード作成の啓発
- ・ 季節やテーマに応じた特集コーナーの企画・展示
- ・ 図書館フェスティバルや図書館ラボ等を実施し、魅力ある図書館づくりや賑わいの創出を図るとともに、市民の学びや居場所づくりのきっかけを提供した。
- ・ 読み聞かせボランティア講座、こどもと読書講演会、児童文学講座の継続開催
- ・ ストーリーテリング講座、絵本大学等の実施による市民の学び支援
- ・ お楽しみ会や、こども向け映画会等イベント開催による来館のきっかけづくり
- ・ 電子図書館における児童書コンテンツの拡充

- 電子書籍児童書読み放題パックを活用した読書推進、市内小・中学校との連携
- SNS等を活用したイベント情報発信、ヤングアダルト（YA）世代対象のおすすめ本紹介
- 中学生・高校生が作成した本のPOP作品の館内展示。同世代への読書啓発を推進
- 大活字本、点字図書、LLブック、外国語図書等の読書バリアフリー資料の充実

（２）子育て支援センター等

- 職員、ボランティアによる読み聞かせ
- 季節行事等イベント内での読み聞かせ、紙芝居、ペープサート等の実施
- 利用者への所蔵本（絵本・子育て支援本等）の貸出、絵本の紹介掲示の実施
- 保護者への読書啓発ちらしの配布、園内への啓発ポスターの掲示
- 公共図書館等の団体貸出の活用
- 公共図書館職員による出張おはなし会や絵本講座の実施

（３）幼稚園、保育園、認定こども園

- 職員、保護者、ボランティアによる読み聞かせの実施
- 誕生会等イベント内での読み聞かせ、職員劇、紙芝居、ペープサート等の実施
- 園児・保護者への絵本や子育て支援本の貸出
- 職員や保護者への読書啓発の実施（研修、講演会等の開催）
- 保護者への読書啓発ちらしの配布、園内への啓発ポスターの掲示
- 図書館利用体験の実施（市立図書館等を訪れ、本を選び借りる体験）
- 公共図書館職員による出張・訪問おはなし会や絵本講座の実施、団体貸出の活用

（４）小学校、中学校、高等学校

- 学府ごとの学校司書（司書リーダー、学校図書館支援員）の配置
- 学校図書館利用ガイダンス、一斉読書、読み聞かせ、ブックトーク等の実施
- たよりや懇談会での読書啓発の実施、必読図書の選定、読書記録カードの活用
- 読書週間等に合わせたイベント（読書郵便、おすすめ本展示等）の実施
- 図書委員会活動の活性化（こどもが企画する読書イベント等の実施）
- 1人1台端末による電子書籍児童書読み放題パックの利用促進と公共図書館との連携

3. 第4次計画 数値目標の達成状況

【新型コロナウイルス感染症が読書活動に与えた影響】

令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の臨時休業や図書館の臨時休館、読書関連事業の縮小などで読書機会が制限されました。その影響や生活様式の変化なども重なり、一部の読書活動指標は令和5～7年度も低下傾向が続き、特に小学校高学年や中学生では読書習慣の回復が十分とは言えない状況です。

【日本における新型コロナウイルス感染症の経過と社会活動の変化】

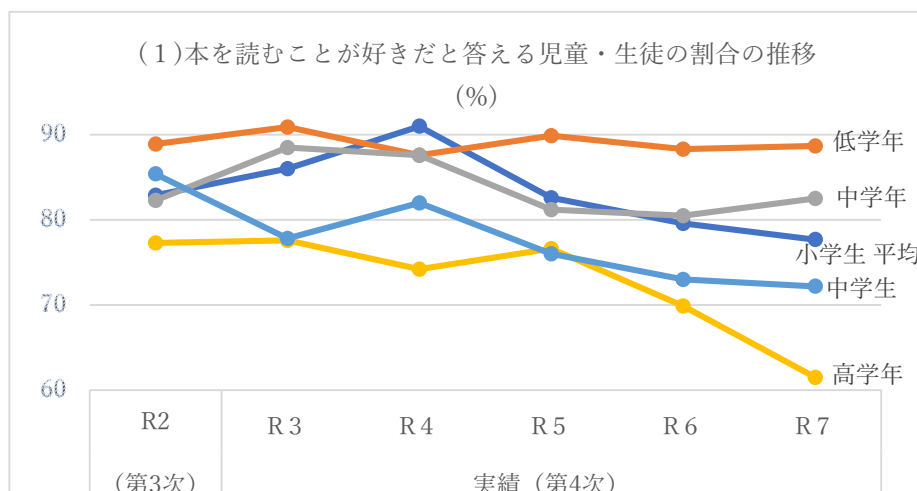
- ・ 2020年（令和2年）：感染拡大が本格化し、全国一斉休校や外出自粛が実施
- ・ 2021年（令和3年）：緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返される
- ・ 2022年（令和4年）：感染は継続したものの、学校活動や社会活動が徐々に再開
- ・ 2023年5月（令和5年）：感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行し、日常生活がほぼ通常化

（1）本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合（％）

	（第3次）	実績（第4次）					磐田市 目標値	静岡県 目標値
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	R7
小学生平均	82.9	86.0	83.9	82.6	79.6	77.7	85%	－
低学年	88.9	90.9	91.0	89.9	88.3	88.7	－	－
中学年	82.3	88.5	87.6	81.2	80.5	82.5	－	－
高学年	77.3	77.6	74.2	76.6	69.7	61.5	－	70%
中学生平均	85.4	77.8	82.0	76.0	73.0	72.2	87%	70%

- ・ 小学生・中学生ともに目標値には達しておらず、全体的に低下傾向がみられる。
- ・ 特に小学校高学年と中学生での低下が大きく、学年が上がるにつれて読書への関心を維持することが課題となっている。

※磐田市は小学2年生、4年生、6年生、中学2年生に対して、
県は小学5年生、中学2年生に対して調査を行っている。

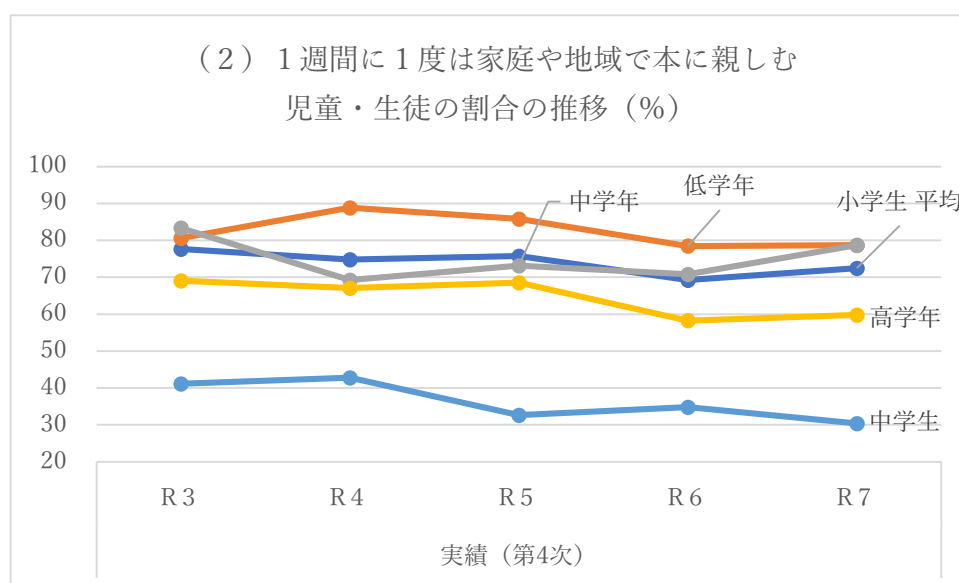


(2) 1週間に1度は家庭や地域（学校以外）で本に親しむ児童・生徒の割合（％）

	(第3次)	実績（第4次）					磐田市 目標値	静岡県 目標値
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	R7
小学生平均	目標設定なし	77.7	74.8	75.8	69.3	72.5	80%	－
低学年	目標設定なし	80.6	88.9	85.8	78.5	78.7	－	－
中学年	目標設定なし	83.4	69.3	73.2	70.8	78.7	－	－
高学年	目標設定なし	69.1	67.1	68.6	58.3	59.8	－	70%
中学生平均	目標設定なし	41.1	42.8	32.6	34.8	30.4	60%	47%

- ・小学生全体では、家庭や地域で本に親しむ割合は減少傾向にあり、学年が上がるにつれて読書に親しむ割合が低下しており、高学年では目標値を大きく下回っている。
- ・中学生は40～30%台で推移しており、家庭や地域で本に親しむ割合が低く、読書習慣の定着が課題となっている。

※磐田市は小学2年生、4年生、6年生、中学2年生に対して、
県は小学5年生、中学2年生に対して調査を行っている。

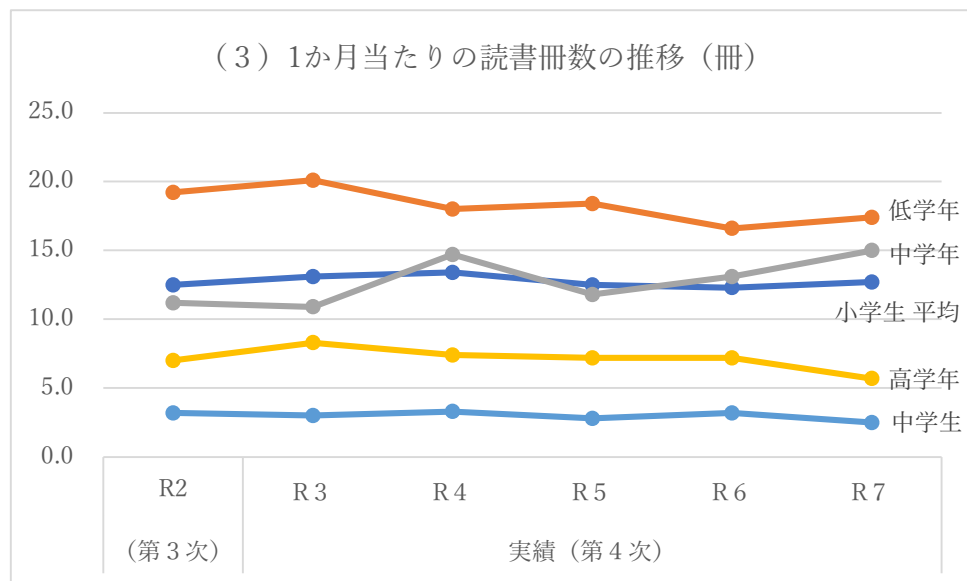


(3) 小学生・中学生の1か月読書冊数(冊)

	(第3次)	実績(第4次)					磐田市 目標値	静岡県 目標値
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	R7
小学生平均	12.5	13.1	13.4	12.5	12.3	12.7	13.3冊	-
低学年	19.2	20.1	18.0	18.4	16.6	17.4	20冊	-
中学年	11.2	10.9	14.7	11.8	13.1	15.0	12冊	-
高学年	7.0	8.3	7.4	7.2	7.2	5.7	8冊	7冊
中学生平均	3.2	3.0	3.3	2.8	3.2	2.5	4冊	4冊

- ・小学生低学年・中学年の読書冊数は概ね目標値前後で推移しているものの、学年が上がるにつれて読書冊数は減少し、高学年では目標値を大きく下回っている。
- ・中学生の読書冊数は3冊前後で推移しており、小学生に比べて少ない状況が続いている。

※磐田市は小学2年生、4年生、6年生、中学2年生に対して、
県は小学5年生、中学2年生に対して調査を行っている。



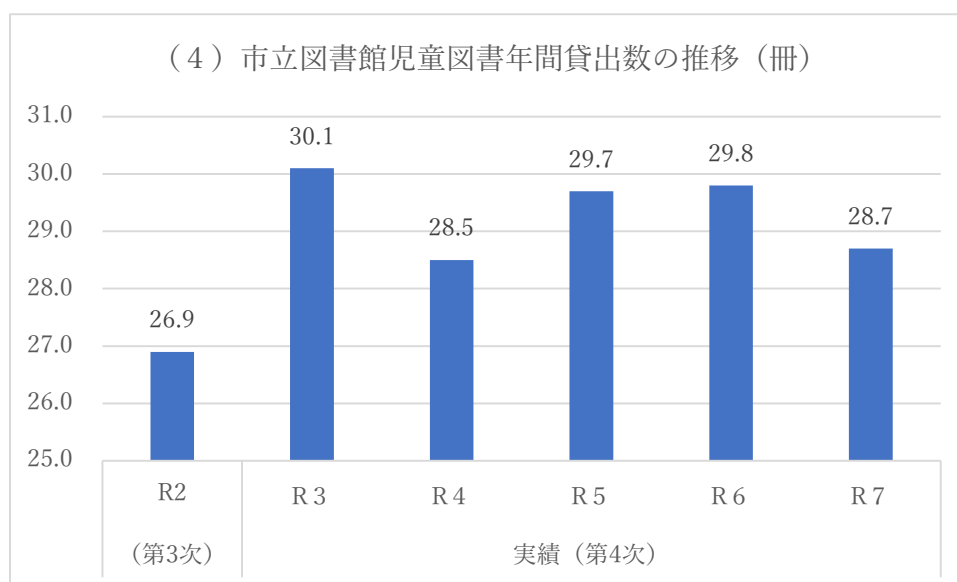
(4) 市立図書館の児童図書年間貸出数（12歳以下のこども1人あたり）（冊）

	(第3次)	実績（第4次）					磐田市 目標値	静岡県 目標値
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	R7
年間貸出数	26.9	30.1	28.5	29.7	29.8	28.7	32冊	24冊 以上

- ・年間貸出数は28～30冊程度で推移しており、令和3年度に30.1冊まで増加したものの、その後は横ばいで推移し、令和7年度は28.7冊と目標値（32冊）に達していない。

※システム更新のため、R4.9.19(月)～R4.9.30(金) 全館休館

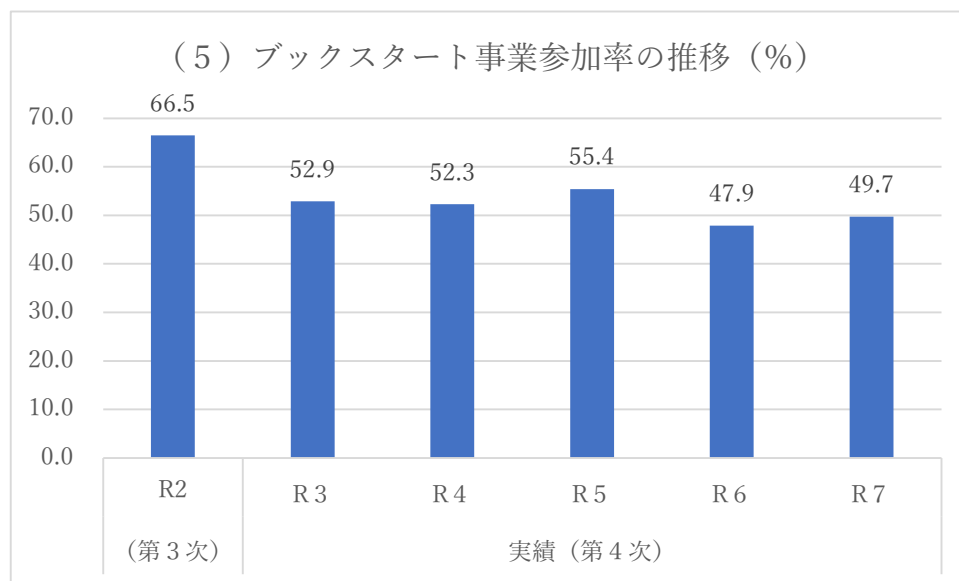
※ひと・ほんの庭 にこっと 施設改修工事のため、R7.6.17(火)～R7.7.13(日) 休館



(5) ブックスタート事業への参加率 (%)

	(第3次)	実績 (第4次)					磐田市 目標値	静岡県 目標値
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	R7
参加率	66.5	52.9	52.3	55.4	47.9	49.7	70%	-

- ・計画当初と比較して大きく低下している。
- ・健康増進課の離乳食教室との合同開催から単独開催へ変更されたことで、ブックスタート事業のみを目的に来場する必要性が生じ、参加機会の減少につながったと考えられる（令和元年度より単独開催に変更）。



4. こどもの読書を取り巻く現状

(1) 読書への関心

アンケート調査では、「本を読むことが好き」と回答した児童・生徒は全体として高い割合を示しています。特に小学生では読書への関心が高く、本を身近なものとして捉えている様子が伺えます。

一方で、学年が上がるにつれて読書への関心は低下する傾向が見られ、中学生では「好きではない」「どちらかといえば好きではない」と回答する割合が増加しています。

このことから、成長段階に応じた継続的な読書支援が必要であると考えられます。

(2) 読書冊数と不読率

1か月間の読書冊数については、小学生では比較的多くの本を読んでいるこどもが多い一方で、中学生では読書冊数が減少する傾向が見られます。また、「1か月間に本を1冊も読まなかった」と回答した子どもも一定数存在しており、いわゆる不読層への対応が課題です。

近年は動画視聴やSNS利用など、こどもの余暇活動が多様化しており、読書時間の確保が難しくなっていることが背景として考えられます。

今後は、こどもが興味や関心に応じて本を選び、読書を楽しむことができる環境づくりとともに、読書の魅力を伝える取組の充実が求められます。

(3) 家庭における読書環境

幼児保護者への調査では、多くの家庭で読み聞かせが行われていることが確認されました。また、「小さいころに家で本を読んでもらった経験がある」と回答した児童・生徒の割合も高く、家庭における読書環境が読書習慣の形成に大きな役割を果たしていることが伺えます。

一方で、保護者の就労形態や生活スタイルの変化などにより、家庭で本に触れる機会が十分に確保できない家庭も見られます。

乳幼児期からの読書習慣形成を図るためには、保護者への啓発や家庭で取り組みやすい読書活動の提案が必要です。

(4) 図書館等の利用の状況

アンケートでは、図書館等を利用しているこどもや保護者からは、蔵書の充実や居心地の良さなどを評価する意見が多く寄せられました。

一方で、「行きたいと思う図書館」に関する意見からは、

- ・新しい本や人気の本が充実していること
- ・ゆっくり読書できる空間があること
- ・勉強や調べ学習ができること
- ・イベントや展示が充実していること
- ・アクセスしやすいこと

などが求められていることが分かりました。今後は、こどもや保護者のニーズを反映した魅力ある図書館づくりを進める必要があります。

(5) 電子書籍の利用状況

電子図書館サービスについては、利用経験のあるこどもや保護者が一定数見られるものの、

利用率はまだ十分とはいえません。

一方で、「いつでも利用できる」「持ち運びが便利」「読みたい本をすぐに借りられる」など、電子書籍の利便性を評価する意見も見られました。

また、電子書籍への要望として、

- 児童書や学習コンテンツの充実
- 学校端末からの利用
- 利用方法の周知

などが挙げられています。デジタル社会の進展を踏まえ、紙の本と電子書籍の双方の特性を生かした読書環境の整備が求められます。

（６）読書環境の多様化への対応

本市には、障がいのあるこども、日本語を母語としないこども、外国にルーツを持つこども、貧困状態にあるこども、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどもなど、多様な背景を持つこどもたちが暮らしています。すべてのこどもが等しく読書に親しむことができるよう、読書バリアフリー資料の整備や多言語資料の充実、支援体制の強化が求められます。

また、読書環境や家庭環境による読書機会の格差が生じないように、地域全体でこどもの読書活動を支える仕組みづくりが必要です。

５．第４次計画から見えてきた課題

第４次計画の成果を踏まえ、今後重点的に取り組むべき課題として、次の５点が挙げられます。こどもを取り巻く情報環境の変化や生活様式の多様化により、読書習慣の形成や継続に関する新たな課題も見られるようになっていきます。

これらの課題を踏まえ、第５次計画では、国・県の方針に沿った取組の強化を図ります。

課題１ 読書への関心の向上、読書冊数・読書頻度の向上

ブックスタート事業の参加率向上を図るとともに、読書習慣の形成が十分でないこどもに対する支援を推進します。

課題２ 不読率の低減及び中高生世代への読書推進

- 発達段階に応じた魅力ある読書活動の展開が求められます。
- 学校・図書館・家庭の連携を強化します。

課題３ 多様なこどもたちの読書機会の確保（読書環境格差への対応）

家庭環境や障がいの有無、外国にルーツを持つこどもなど、一人ひとりの状況に配慮し、すべてのこどもが等しく読書に親しめる環境づくりを推進します。

課題４ デジタル社会に対応した読書機会の整備

- 電子書籍やICTを活用した新たな読書環境の整備が求められます。
- 勉強や部活動等との両立が困難という声に応え、短い時間でも楽しめる電子書籍を入り口とした読書支援を図ります。

- ・ICT 端末などのデジタル環境は整備されているものの、電子書籍等を活用した読書活動への接続や利用が十分に進んでおらず、その促進が必要です。

課題5 こどもの視点に立った読書機会の推進

こどもの意見を取り入れながら、自ら読書活動に関わる機会を充実させる必要があります。

第3章 こどもの読書活動推進のための施策

1. 第5次計画に向けて

本市では、第4次計画の成果を継承しながら、国の計画及び、県の計画との整合を図り、次の視点を重視して取り組みます。

- ・読書習慣の形成と不読率の低減
- ・多様なこどもたちへの読書支援
- ・読書バリアフリーの推進
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・こどもの主体的な読書活動の支援
- ・家庭、地域、学校等の連携強化

これらの視点に基づき、すべてのこどもが読書の楽しさや価値を実感し、生涯にわたって学び続ける力を育むことができるよう、こどもの読書活動の推進を図ります。

2. 計画の理念と基本方針

【計画の理念】

「本との出会いが未来をひらく ～すべてのこどもに読書の喜びを～」

「磐田の教育」道しるべでは、こどもの「生きる力」を育むことを目指し、その実現に向けて、こどもの成長を支える「地域力」を活用した読書活動の推進を基本方針の一つに掲げています。また、「磐田市こども計画」では、本を介した親子の触れ合いを大切にしながら、こどもと保護者が継続して本に親しみ、読書への関心を深めることができるよう、図書館等と連携した読書活動の充実に取り組むこととしています。

本市は、これらの理念を踏まえ、こども一人ひとりが読書を通して未知の事柄への興味・関心を広げ、豊かな感性や思考力・判断力・表現力を育むとともに、豊かな人間性を養い、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身に付けられることを目指します。その実現に向けて、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で読書環境の充実と子どもの読書活動の推進を図ります。

本計画では、この理念のもと、次の3つの基本方針を定めます

【基本方針】

1 こどもが読書に親しむ機会を提供します

乳幼児期から発達段階に応じた読書機会を充実させ、こどもが本と出会い、読書の楽しさを実感できる環境づくりを進めます。

2 こどもの読書環境の整備と充実に努めます

家庭、地域、学校等における読書環境の充実を図るとともに、読書バリアフリーやデジタル環境の整備を進め、すべてのこどもが読書に親しめる環境づくりを推進します。

3 こどもの読書活動の普及と啓発を進めます

読書活動の意義や楽しさを広く発信するとともに、家庭・地域・学校等の連携を強化し、社会全体でこどもの読書活動を支える機運を高めます。

3. 施策の共通事項

本計画では、家庭、地域、学校等における読書活動の推進にあたり、共通して取り組むべき事項を以下のとおり定めます。

（１）連携・協力体制の構築

こどもの読書活動を効果的に推進するため、図書館、学校、子育て支援施設、ボランティア団体等の関係機関が連携・協力し、地域全体でこどもの読書活動を支える体制づくりを進めます。

【推進のための取組】

- ・ 家庭、地域（図書館や子育て支援施設等）、学校等関係機関の連携・協力による読書機会の充実
- ・ 家庭文庫、放課後児童クラブ等、個人・団体との連携による図書貸出等の実施
- ・ 静岡県子ども読書アドバイザー、読み聞かせボランティア等と図書館との連携
- ・ 学校等への読み聞かせボランティアの参画促進
- ・ 市立図書館と学校司書との連携・交流の推進
- ・ 図書館協議会等を通じた読書活動の推進
- ・ 定期的な情報交換・研修機会の実施

（２）人材育成

こどもの読書活動を支える図書館司書、学校司書、ボランティア等の資質向上を図り、質の高い読書支援の充実に努めます。

【推進のための取組】

- ・図書館司書、学校司書、司書教諭、保育士、教職員、ボランティア等の専門性の向上
- ・図書館司書等を対象とした専門研修の開催及び外部研修への参加促進
- ・学校司書を対象とした学校図書館活用研修の実施
- ・読み聞かせボランティア講座やこどもと読書講演会等の継続実施
- ・ICT 活用や読書バリアフリーに関する専門知識・技能の向上
- ・地域の力を生かした読書活動の推進（ボランティア等協力者の育成）

（３）普及・啓発

こどもの読書活動の意義や重要性について広く周知し、家庭・地域・学校等が一体となって、社会全体で読書活動を推進する機運の醸成を図ります。

【推進のための取組】

- ・家庭での乳幼児期からの読み聞かせの推進
- ・保護者とこどもが一緒に本を楽しむ家読（うちどく）の推進
- ・ブックスタート事業の充実
- ・こどもと保護者に向けた啓発や事業の実施（茶の間ひととき読書運動等）
- ・子ども読書の日、こどもの読書週間、読書週間等の周知・啓発、読書関連イベントや講座の実施
- ・読書活動の優良事例の収集・情報発信
- ・広報紙、ホームページ、SNS 等を活用した情報発信

（４）発達段階に応じた読書活動

生涯にわたって読書に親しみ、自ら学び続ける習慣や豊かな人間性を育むためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を継続的に推進することが重要です。そのため、各発達段階の特性に応じた取組を進める必要があります。

なお、こどもの状況は多様であり、年齢に捉われず個々のこどもに応じた読書活動の推進が必要であること、また、貧困等により家庭における読書の取組が困難なこどもについても留意をしていきます。

【読書に関する発達段階ごとの特徴】

① 乳幼児

- ・周りからの言葉掛けや会話により、言葉を獲得する
- ・読み聞かせなどにより絵本や物語に興味をもつ
- ・様々な体験を通して言葉や想像力・感性を育み、絵本や物語を楽しむようになる

② 小学生

- ・「聞く」ことから「読む」ことへの移行
- ・低学年：読み聞かせ等だけでなく一人で本を読むことを楽しむようになる
語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージ化するようになる
本に親しむことが大切な時期

- 中学年：活字を読むことに慣れ多くの本を読むようになり、読書の幅を広げていく
自分の考え方と比較して読むことができるようになる
調べ方を学び、調べるが多くなる
最後まで本を読み通したり、理解したりすることについて差異が現れ始める
- 高学年：好みの本の傾向が現われたり、読書で考えを広げたり深めたりする
作中の人物と自分を対比し、共鳴したり批判を加えたりできるようになる
読書活動が留まる、または読書の幅が広がらないこどもも出てくる

③ 中学生・高校生

- 忙しさや興味の幅の広がりから、多読が減少する傾向にある
- 読書の目的や資料の種類に応じて、適切に本が読めるようになる
- 共感したり感動したりできる本を選んで読み、読書を通じて得た学びや気づきを将来に生かそうとする。
- 読書力や興味を持つ主題が幅広く、好み、友人関係、流行等に左右されやすくなる
- インターネット等、多様なメディアの利用が広がる

④ 読書や図書館利用に特別な支援を必要とするこども

- 一人ひとりの発達段階や障がい特性、興味・関心に配慮した対応が必要
- 障がいの状況等により、本を手にとって読むことや読書の機会を得ることが難しい場合がある。
- 日本語を母語としないこどもについては、日本語による読書に加え、母語に触れる機会を確保し、自らの文化的背景やアイデンティティの形成につながる読書活動への配慮が必要である。

【推進のための取組】

- 乳幼児期から切れ目のない読書活動の推進（幼稚園・保育園・認定こども園、子育て支援センター、学校、図書館などの連携）
- 発達段階に応じた本に親しむ機会の充実（ブックスタート、読み聞かせやストーリーテリングなど）
- 年齢や発達段階に応じたブックリストの作成・配布や、おすすめ図書の展示・紹介による選書支援
- 発達段階や興味・関心に応じた多様な読書形態・読書機会の提供
- こどもが自ら本を選び、読書の楽しさを共有・発信できる主体的な読書活動の推進
- 交流性や体験性を取り入れた読書活動の推進（ブックトークやビブリオバトル、ペア読書、本探しゲームなど）
- 入学・進学時など学校種間の円滑な接続を図るため、学校図書館オリエンテーション等による継続的な読書活動の支援
- 読書活動を通じた情報活用能力・情報リテラシーの育成
- ICTを活用した読書活動推進と、電子書籍などデジタルコンテンツの充実・利用促進
- 障がいの有無や言語・文化的背景に関わらず、すべてのこどもが読書に親しめるよ

う、アクセシブルな資料や多言語資料の充実と読書活動への支援

(5) こどもの読書意欲を育む取組

読み聞かせ、POP 作成、ビブリオバトル（書評合戦）など多様な取組に加え、こどもの主体的な活動や ICT の活用を進め、読書への関心を高めることが重要です。

【推進のための取り組み】

読書環境の整備

- こどもの身近に本がある環境づくり、こどもが本と出会う機会の創出
- こどもの読書活動の拠点整備（図書館・学校図書館等の整備・充実）
- デジタル社会に対応した読書環境整備（電子図書館の充実、児童書コンテンツの拡充、1人1台端末の活用）
- 多様なこどもの状況に応じた読書機会の確保（読書環境格差の解消）
- 多様な読書形態に対応した資料の整備・提供（LLブック、点字図書、DAISY 図書等の読書バリアフリー資料の充実）
- 外国語資料・多言語資料の充実と外国につながるこどもの読書活動への支援
- 特別支援学級や障がい児通所施設等における読書活動の支援

こどもの主体的な読書活動の支援

- こどもの視点に立った読書活動の推進
- こどもの意見を反映した図書館運営、こどもが企画する読書イベント等の推進
- 図書委員やこども司書など、こどもが主体となる読書推進活動の充実
- 読書記録や読書新聞、POP 作成など、読書の成果を記録・発信する取組の推進
- こどものための本の情報発信（ブックリスト、おすすめ本紹介等）
- 情報活用能力の育成

4. 家庭における読書活動の推進(読書への関心を高める取組)

【家庭における読書活動の意義】

こどもにとって家庭は、初めて本と出会い、読書に親しむ基盤を育む大切な場です。乳幼児期には読み聞かせを通じて言葉や物語に親しみ、小学生以降は家族と本の感想や情報を伝え合うなど、発達段階に応じた読書活動を通して、読書への興味・関心や読書習慣が育まれます。

家庭での読書は、こどもの豊かな心や想像力を育むとともに、親子の触れ合いや家族のコミュニケーションを深める機会にもなります。そのため、図書館をはじめとする地域の関係機関は、家庭における読書活動を支援していくことが重要です。

【家庭の役割】

こどもの読書習慣は日常生活の中で育まれるものであり、読書を生活の一部として定着させるためには、家庭の果たす役割が重要です。法第6条においても、保護者にはこどもの読書活動の機会の充実と読書習慣の形成に積極的な役割を果たすことが求められています。

家庭では、読み聞かせや親子での読書、図書館の利用などを通じて本に親しむ機会を設けるとともに、読書について家族で語り合うなど、こどもの読書への興味や関心を育み、発達段階に応じた継続的な読書習慣の形成を支える重要な役割を担っています。

【現状及び課題】

- ・小・中学校ともに、7～8割程度のこどもが本を読むことが好きだと感じています。
- ・中学生については読書冊数が減少傾向にあり、学年が進むにつれ、こどもがじっくりと読書できる時間の確保が難しくなっています。
- ・保護者の就労環境の多様化、こどもの塾や習い事に関わる時間やSNS、インターネット等に費やす時間が増加するなど、親子で読書を楽しむ時間の確保が難しくなっています。
- ・乳幼児期から継続して親子で読書をするものの意味や大切さ、楽しさを保護者に伝えていく必要があります。
- ・大人が読書に親しむ姿を日頃からこどもが目にすることで、読書を身近なものとして感じることが出来ます。こどもの読書活動推進と併せて、大人の読書活動に対する啓発も進めていく必要があります。
- ・外国にルーツを持つ家庭や障がいのあるこどもがいる家庭など、多様な家庭への読書支援情報の提供が必要です。

【推進のための取り組み】

（１）こどもが本に親しむ時間の確保

- ・読み聞かせや家読（うちどく）の推進に向け、家庭における読み聞かせの重要性や効果について啓発するとともに、家読（うちどく）の具体的な実践方法を紹介する。
- ・ブックスタート事業の参加率向上（目標 70%）を図るとともに、乳幼児健診等の機会を活用した啓発を強化し、乳幼児期から切れ目のない読書支援を推進する。

（２）こどもの身近に本がある環境づくり

- ・公共図書館等や学校図書館、子育て支援センター等の利用案内を充実し、継続的な利用につなげる。
- ・年齢別ブックリストの配布や保護者向け選書相談の実施を通じて、こどもの発達段階に応じた図書選びを支援する。
- ・電子図書館サービスの周知と活用を促進し、家庭における読書環境の充実を図る。

（３）多様な家庭への読書支援

- ・LLブック、オーディオブック、DAISY図書、大活字本、点字図書などの読書バリアフリー対応資料の充実を図り、誰もが読書に親しめる環境づくりを推進する。
- ・外国語を母語とする保護者やこどもが読書に親しめるよう、外国語資料の充実を図り、多様な家庭への読書支援を推進する。

（４）保護者への啓発・情報提供

- ・家庭における読み聞かせの重要性や効果について周知し、こどもの読書習慣の形成に向

けた保護者の理解促進を図る。

- 「プレママ・プレパパ」へのアプローチを行い、妊娠期から読書の大切さを啓発するとともに、出産前から「絵本のある生活」を提案する。
- ブックスタート事業を推進し、乳幼児期から親子で本に親しむ機会の充実を図る。
- ブックリストの配布や読書に関する情報提供を通じて、家庭での読書活動を支援する。

5. 地域における読書活動の推進(読書への関心を高める取組)

【地域における読書活動の意義】

こどもの読書活動を推進するためには、家庭や学校だけでなく、地域全体でこどもの読書を支える環境を整えることが重要です。

市立図書館や「ひと・ほんの庭 にこっと」、子育て支援センターなどの地域の施設は、こどもが多様な本と出会い、読書の楽しさや学ぶ喜びを感じることができる大切な場となっています。また、地域における読書活動は、こどもの豊かな心や生きる力を育むとともに、人とのつながりや交流を生み出す機会にもなります。こどもが身近な場所で日常的に本に親しむことのできる環境を充実させることは、読書習慣の形成や読書活動の継続につながり、地域全体でこどもの成長を支える基盤となります。

【地域の役割】

こどもが地域の中で気軽に本と出会い、読書を楽しむことができる環境づくりが求められています。そのため、市立図書館や「ひと・ほんの庭 にこっと」を中心に、子育て支援センターやボランティア団体等が連携し、読書機会の充実や読書活動に関する情報提供を図るとともに、こどもの身近な場所で継続的に本に親しむことができる環境の整備を進めることが重要です。

(1) 図書館、ひと・ほんの庭 にこっと

【図書館等の役割】

図書館、ひと・ほんの庭 にこっとは、こどもが読書に親しみ、自ら学び考える力を育むための地域の中核的な施設です。多様な資料の収集・提供や読書相談、読み聞かせ、おはなし会などの実施に加え、電子図書館や読書バリアフリー資料の充実など、誰もが利用しやすい読書環境を整備するとともに、学校や家庭、地域と連携し、こどもの読書活動を総合的に支える役割を担っています。

【現状及び課題】

- こどもの周りに多くの児童図書が整備される環境づくりを目指すため、教育施設や地域施設と協力し、資料を充実させていく必要があります。
- こどもにとって適切な図書を選書・紹介することや、読書の進め方等について保護者へのアドバイスを行うため、知識や技術を身に付けた図書館司書を確保することが必要で

す。

- 平成 30 年に「ひと・ほんの庭 にこっと」を設置し、本を生かした子育て家庭の支援に積極的に取り組んでいます。
- ブックスタートの参加率が低下し、読み聞かせや読書の必要性について、保護者への啓発の場が不足しています。
- こどもの意見を取り入れた図書館サービスの検討が必要です。
- 読み聞かせを始めとするボランティアの育成と活動促進のための支援が必要です。
- デジタル社会の進展に対応し、電子書籍サービスの充実が求められています。
- 障がいのあるこどもや外国語を母語とするこどもなどの読書活動を支援するため、図書資料の整備や利用促進と併せて、保護者への情報提供や啓発を推進することが必要です。
- アンケート調査の結果、市民は資料の貸出以外にも様々な価値観を期待しています（憩いの場、他者との交流の場、学びの場等）。また、授乳室の未設置等、施設の使いづらさについての意見もありました。

【推進のための取り組み】

① こどもに読書を促すための環境づくり

- こどもの発達段階に応じた良質な図書の収集、提供
- 様々な興味や関心に応える幅広い分野の図書の収集、提供
- 年齢に応じたブックリストの作成、定期的な改定、配布
- 多様な学習機会の提供（こども図書館クラブ、講座等の開催）
- 親子ふれあいひろばやおたのしみ会の実施
- 中高生向け Y A（ヤングアダルト）コーナーの充実
- 児童図書の電子書籍サービスの充実

② こどもや保護者を対象とした啓発活動

- ブックスタートの実施と参加率向上策の強化
- 年齢に応じた定期的なおはなし会やストーリーテリングの実施
- 外国語のおはなし会、プレママ・プレパパ向けのおはなし会等の実施
- こどもと読書講演会・児童文学講座等の開催
- 季節やテーマに応じた特集コーナーの企画・展示
- 子ども読書の日、こどもの読書週間、読書週間等、関連事業の実施

③ 幼稚園・保育園・認定こども園との連携

- 園への訪問や園児の来館による絵本の読み聞かせやストーリーテリングの実施
- 団体貸出の推進
- 絵本や読み聞かせに関する情報交換と絵本講座等の啓発活動

④ 学校との連携

- 茶の間ひととき読書運動の推進

- 学級文庫等による団体貸出の実施
- 施設見学や職場体験学習の受け入れ
- 小学1年生の図書館等利用者カード作成についての啓発
- 国語の並行読書や調べ学習に必要とされる資料の提供
- 授業や部活動の成果物を活用した企画展示の実施
- 学校への訪問による読み聞かせやストーリーテリングの実施
- 1人1台端末を活用した図書館情報の発信
- 1人1台端末による電子書籍児童書読み放題パックの利用促進

⑤ 子育て支援センター等との連携

- 出張おはなし会や絵本講座の実施
- 団体貸出の推進
- 図書選定の支援

⑥ 読書活動を支える人材の育成と活動支援

- 図書館職員講師による読み聞かせボランティア講座、ステップアップ勉強会の実施
- 静岡県子ども読書アドバイザーやボランティア団体と、学校等とのマッチング支援
- ボランティア間の情報交換会の開催

⑦ 多様なこども（外国語を母語とするこどもや障がいのあるこども等）への読書支援

- ポルトガル語など外国語図書の収集・提供
- 大活字本や点字図書、LLブック、さわる絵本等の収集・提供
- オーディオブック、音声読み上げ対応電子書籍、DAISY図書等の収集・提供
- 読書バリアフリー対応資料を配架する「りんごの棚」の設置を検討し、障がいの有無に関わらず誰もが本を楽しめるインクルーシブな読書環境の整備を図ります。

⑧ デジタル社会への対応

- 電子図書館における児童書コンテンツの拡充
- 図書館ホームページやSNS等を活用したイベント情報発信、ヤングアダルト(YA)世代対象のおすすめ本紹介の強化

⑨ こどもの視点を取り入れた取組

- 図書館イベント等へのこどもの企画参画の検討
- こどもからの本のリクエスト制度の周知・活用

⑩ 広報活動の強化

- 館内掲示、市の広報紙や図書館だより、図書館ホームページによる情報発信
- SNSなどを活用した情報発信の推進

(2) 子育て支援センター等

【子育て支援センター等の役割】

子育て支援センター等の子育て支援施設は、乳幼児と保護者が日常的に利用する身近な施設として、親子で本に親しむきっかけづくりを担っています。読み聞かせや絵本の紹介、読書に関する情報提供などを通じて、家庭での読書活動を支援するとともに、保護者同士の交流や子育て相談の場として、読書の楽しさや大切さを伝える役割を果たします。また、図書館や保育施設等と連携し、乳幼児期からの読書習慣の形成を支援します。

【現状及び課題】

- ・ 職員、市立図書館職員、ボランティアによる定期的な絵本の読み聞かせ
- ・ 季節の行事に関するイベント等の実施に合わせて関連本を紹介
- ・ 図書コーナーの設置、絵本や子育て支援図書の貸出し
- ・ 市立図書館の団体貸出の活用と情報交換
- ・ 児童図書に関する専門的な知識や経験のある職員の配置が困難なため、市立図書館との連携が必要

【推進のための取り組み】

① こどもが読書に親しむ機会の提供

- ・ 職員、ボランティアによる読み聞かせや手あそびの実施
- ・ 季節行事等イベント内での読み聞かせ、紙芝居、ペープサート等の実施
- ・ 公共図書館職員による出張おはなし会や絵本講座の実施
- ・ 利用者への所蔵本（絵本・子育て支援本等）の貸出し

② 読書環境の整備と充実

- ・ 図書コーナーの充実
- ・ 市立図書館等の団体貸出の活用
- ・ 市立図書館と連携した図書の選定と情報交換

③ 地域における連携・協力体制の充実

- ・ ボランティアによるおはなし会等の実施
- ・ 関係機関との情報共有

④ 読書活動を支える人材の育成

- ・ 情報交換会の実施

⑤ 読書活動の普及・啓発

- ・ 絵本の紹介掲示等による優良図書や、季節・行事に関する本についての情報発信
- ・ 広報紙・SNSによる情報発信

6. 就学前教育・保育施設、学校における読書活動の推進(読書への関心を高める取組)

【就学前教育・保育施設、学校における読書活動の意義】

保育園・幼稚園・認定こども園、学校等は、こどもが発達段階に応じて本と出会い、読書に親しむ機会を継続的に提供する重要な場です。

読書は、知識や情報を得るだけでなく、豊かな感性や想像力、思考力を育むとともに、多様な価値観に触れる機会となります。こどもが読書の楽しさを知り、自ら進んで本を読む習慣を身に付けるためには、日常的に本に親しむことのできる環境を整え、読書の量だけでなく質の向上にも配慮しながら、幼児期から学齢期まで切れ目なく読書活動を推進していくことが重要です。また、保護者に対して読書の大切さを伝え、家庭における読書活動への理解や関心を高めていくことも求められています。

【就学前教育・保育施設、学校の役割】

こどもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって読書に親しむ習慣を身に付けることができるよう、保育園・幼稚園・認定こども園、学校等には、発達段階に応じた読書環境の整備と読書活動の充実が求められます。そのため、読み聞かせや読書活動、学校図書館等の活用を通じて本に親しむ機会を提供するとともに、こどもが主体的に読書活動に取り組める機会の充実を図ることが重要です。また、家庭と連携しながら、保護者への情報提供や啓発を行い、こどもの読書習慣の形成を支援する役割を担っています。

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園

【就学前教育・保育施設の役割】

保育園・幼稚園・認定こども園は、こどもたちが初めて集団生活を経験し、社会性や豊かな感性を育む重要な場です。この時期は、絵本の読み聞かせやわらべうた、手遊びなどを通して言葉や物語の世界に親しみ、本への興味や関心を育む大切な時期でもあります。乳幼児期に多様な言葉や物語に触れる経験は、豊かな感性や想像力、言語能力の発達を促すとともに、人の話を聞く力や自分の思いを表現する力を育むことにつながります。そのため、園には、こどもが安心して本と出会い、物語の楽しさを味わうことができる環境の中で、読書に親しむ基礎を育む役割が期待されています。

【現状及び課題】

- 職員や保護者、ボランティアにより、絵本の読み聞かせがほぼ毎日実施されています。
- ほぼ全ての園で絵本の貸出が行われており、家庭でも絵本がより一層身近なものとなっています。
- 園児の市立図書館利用体験（図書の貸出、おはなし会への参加）を実施しています。また、図書館職員が園へ出向いての出張おはなし会を実施しています。
- こどもたちが卒園し就学した後も読書に親しむ生活を送れるよう、保護者に向けた継続的な啓発に取り組む必要があります。

【推進のための取り組み】

① 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の促進

- 日々の保育の中での、読み聞かせや手あそびの実施
- 市立図書館の利用体験の実施
- 絵本の内容を広げる表現活動（手遊び、歌、ごっこ遊び、劇遊び等）の推進

② こどもの発達段階に応じた図書の選定・整備

- ブックリスト等を参考にした図書の収集
- 市立図書館の団体貸出の活用と情報交換
- 読書コーナーの設置

③ 職員や保護者への啓発活動の促進

- 絵本や読み聞かせに関する職員研修の実施
- 様々な場を活用した保護者への啓発活動の推進
- 就学後の読書習慣継続に向けた情報提供

（２） 小学校、中学校、高等学校

【学校図書館法等の動き】

平成 26 年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、学校司書が法的に位置付けられるとともに、その資質向上のための研修の実施等が求められるようになりました。

さらに、平成 28 年の「学校図書館ガイドライン」では、学校図書館の運営や活用の基本的な考え方が示され、学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を担うことが明確化され、学校図書館は、読書活動の推進に加え、学習活動や情報活用能力の育成を支える役割が重視されています。

近年、GIGA スクール構想の推進により、1 人 1 台端末を活用した学習が進む中で、電子書籍やデジタル資料の活用、情報活用能力や探究的な学びを支える役割がより重要となっています。また、第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」（令和 4～8 年度）に基づき、図書資料の充実や学校司書の配置促進、ICT 環境の整備が進められており、こどもの主体的な学びと読書活動を支える教育環境として、学校図書館の機能充実が求められています。

【学校の役割】

学校は、こどもたちが体系的に学びを深め、社会で自立していくための基礎と応用する力を育む重要な役割を担っています。その中で読書は、知識や情報を得るだけでなく、多様な価値観に触れ、思考力、表現力、想像力を育むための重要な活動です。学校は、教育活動全体を通して読書活動を推進し、児童生徒一人ひとりが読書の楽しさを発見し、生涯にわたって読書に親しむ態度や習慣を身に付けられるよう支援することが求められています。

また、学校図書館を読書活動の拠点として活用し、多様な図書との出会いの機会を提供するとともに、朝読書や読書週間、調べ学習などの取組を通じて、児童生徒が主体的に読書に親しむことができる環境づくりを進める役割を担っています。

【現状及び課題】

- ・小・中学校ともに、7～8割程度の児童生徒が本を読むことが好きだと感じています。
- ・一斉読書は、小・中学校ともにほぼ全ての学校で実施しています。
- ・職員や保護者、ボランティアによる読み聞かせは、小学校ではほぼ全校で、中学校でも半数ほどの学校で実施しています。
- ・学校司書（司書リーダー、学校図書館支援員）を学府ごとに配置し、学校図書館の整備や読書活動の推進を図っています。
- ・1か月の読書冊数は、全体として減少傾向が見られます。特に、小学校高学年及び中学生では目標値を大きく下回っており、学年が進むにつれて読書時間の確保が難しくなっていることが伺えます。
- ・GIGA スクール構想により1人1台端末が整備され、デジタルと読書の連携が求められています。
- ・こどもの意見を聴取し、学校図書館運営に反映させる仕組みの構築が必要です。

【推進のための取り組み】

① 読書への関心を高める取組の実施

- ・保護者やボランティアの協力による読み聞かせの実施
- ・全校一斉で取り組む読書活動の推進
- ・推薦図書コーナーや児童・生徒が興味を抱く特集コーナーの設置
- ・児童・生徒がおすすめ本を紹介し合う活動の推進

② 不読率低減に向けた取組

- ・中学生の読書離れ対策の強化、朝読書等の一斉読書活動の継続、中学生向け推薦図書リストの活用、図書委員等による読書啓発活動の推進
- ・読みたい本に出会える機会の提供、児童生徒からの本のリクエスト制度の活用、多様なジャンルの図書の収集
- ・電子書籍児童書読み放題パックの活用促進と周知

③ 探究的な学習と読書活動の連携

- ・各教科等における図書館活用の促進、調べ学習における学校図書館・市立図書館の活用、情報活用能力の育成と読書活動の連携
- ・総合的な学習の時間等での図書館活用、探究学習における情報収集手段としての読書の位置付け、批判的思考力（クリティカル・シンキング）・表現力の育成

④ 学校図書館の充実

- ・知の拠点としての学校図書館の整備、「読書センター」「学習センター」「情報センター」

の3つの役割の強化

- こどもたちの健全な読書習慣を形成するための「学校図書館図書標準」を目安とした資料の充実・計画的な図書整備
- こどもの発達段階に応じた資料の整備
- 児童・生徒の主体的な読書活動の支援
- 市立図書館と連携した国語の並行読書や調べ学習に必要な資料の収集
- 学級文庫や「茶の間ひととき読書運動」による公共図書館からの団体貸出の利用
- 学校司書の資質向上を図るとともに、読書イベント等のノウハウを共有するための研修の実施、市立図書館との交流を図る機会の創出

⑤ 学校図書館を支える人材育成進

- 学校司書研修
- 市立図書館との連携研修

⑥ 1人1台端末を活用した読書推進

- 電子図書館や市立図書館蔵書検索システムの活用（主体的に本を選ぶ機会の充実）
- 読書記録（読書ログ）のデジタル化、おすすめ本を紹介するデジタルカードの作成・共有（読書意欲を高めるための取り組み）
- ICTを活用した図書だよりやブックリスト、イベント等の情報発信（本と出会う機会の充実を図る）

⑦ こどもの主体的参画の促進

- 図書委員等の学校図書館運営への参画、選書への意見反映、読書推進イベントの企画・運営
- こどもの意見聴取の機会確保、読書活動に関するアンケートの実施、学校図書館の利用しやすさに関する意見収集

⑧ 多様な背景を持つこどもへの読書支援

- 障がいのあるこどもへの支援、障がいの特性に応じた資料の整備（大活字本、音声教材等）、読書補助具の活用検討
- 外国にルーツを持つこどもへの支援、多言語資料の活用促進、やさしい日本語で書かれた図書の収集

⑨ 校種間連携の推進

- 幼・保・小連携、入学時の学校図書館オリエンテーションの充実、就学前からの読書習慣の継続支援
- 小・中連携、学府内での読書活動の連携、読書習慣が途切れないための情報共有

⑩ 保護者への啓発活動の促進

- 各学校のホームページやおたより等、様々な場を活用した保護者への啓発の実施

- ・児童生徒に配布されたタブレット端末を活用した情報発信

第4章 計画の推進体制

1 関係機関の連携

本計画を効果的に推進するため、関係機関と連携し協力体制を構築していきます。まずは、既存の磐田市図書館協議会を活用し、年2回の定例会議において、こどもの読書活動推進の進捗状況の確認を行います。協議会では本計画の状況と成果を評価し、必要な改善策を提案するなど関係機関が連携して本計画の推進を図ります。

2 人材育成と活用

こどもの読書活動を支える人材を育成し、その能力を最大限に活用するため、次に掲げる取組を実施します。

- ・市立図書館における読み聞かせボランティア養成講座の開催（年4回）
- ・教職員向けの読書指導スキルアップ研修の実施

3 広報活動の充実

本計画の取組や読書の重要性を広く周知するため、次に掲げる広報活動を展開します。

- ・市の広報誌やウェブサイトでの定期的な情報発信
- ・SNSを活用した読書推進キャンペーンの実施
- ・地元メディア（新聞、ラジオなど）との連携による情報発信
- ・子ども読書の日、こどもの読書週間、読書週間に合わせた市民参加型イベントの開催

第5章 数値目標と進捗管理

1 成果指標と目標値の設定

本計画に基づき取組みを進める上で、以下の数値目標を設定します。

【調査対象】

- ・ 磐田市：小学2、4、6年生と、中学2年生に調査を実施
(「小学生」の値は、2、4、6年生の平均で算出しています)
- ・ 静岡県：小学5年生と、中学2年生に調査を実施

【成果指標】

指 標		実績値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)	県実績値 (R7 年度)	県目標値 (R12 年度)
本を読むことが好きだと 答える児童・生徒の割合	小学生	77.7%	80%	59.5%	70%
	中学生	72.2%	75%	58.3%	70%
1週間に1度は家庭や地域 (学校以外)で本に親しむ児 童・生徒の割合	小学生	72.5%	80%	59.2%	70%
	中学生	30.4%	50%	53.5%	50%
1ヶ月の読書冊数	小学校低学年	17.4冊	20冊	－	－
	小学校中学年	15.0冊	17冊	－	－
	小学校高学年	5.7冊	8冊	8.1冊	10冊
	中学生	2.5冊	4冊	3.4冊	4冊
不読率(1ヶ月間に1冊も本を 読まない児童・生徒の割合)	小学校低学年	0.6%	0%	－	－
	小学校中学年	1.5%	0%	－	－
	小学校高学年	3.3%	0%	17.2%	2%
	中学生	10.1%	0.5%	22.0%	8%
電子図書館の児童書利用冊数		86,953冊	100,000冊	R7指標 設定なし	毎年度上昇
市立図書館の児童図書年間貸出数 (12歳以下の子ども1人あたり)		28.7冊	32冊	20.9冊 [*]	24冊
ブックスタート参加率		49.7%	70%	指標設定なし	指標設定なし

* 現在、県にて集計中につき、参考のため令和6年度の実績を掲載

2 計画の進捗確認と見直し

・進捗のモニタリング:

年次で実態把握調査を実施し、施策の達成状況を定量的に把握します。

・改善プロセスの定着:

調査結果を図書館運営協議会や関係部局で共有し、翌年度の取組や計画の運用に反映させる改善サイクルを行います。

・計画の見直し:

社会情勢や国の計画動向の変化に応じて、柔軟に施策の見直しを行います。

資料編

1. 市立図書館、ひと・ほんの庭 にこっとの現状
2. 読書活動に関する用語説明
3. 子どもの読書活動の推進に関する法律
4. 学校図書館法
5. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

別冊資料

こども読書活動推進に関するアンケート調査の結果

【参考資料１】 市立図書館、ひと・ほんの庭 にこっとの現状

１．資料の所蔵状況

令和８年 ３月末現在

資料名	中央	福田	竜洋	豊岡	にこっと	計
一般書	199,399	68,443	60,940	22,186	53,775	404,743
児童書	88,432	38,590	38,404	18,085	57,475	240,986
郷土資料	40,260	5,867	4,618	2,169	3,358	56,272
参考書	8,921	1,093	1,268	170	367	11,819
雑誌	8,120	1,968	1,603	631	1,681	14,003
図書合計	345,132	115,961	106,833	43,241	116,656	727,823
レコード	861	0	0	2	0	863
カセット	12	0	0	0	0	12
ＣＤ	3,990	2,443	5,105	211	1,394	13,143
ビデオ	721	342	3	3	0	1,069
ＬＤ	82	0	0	0	0	82
ＤＶＤ	854	1069	1,782	652	0	4,357
ＡＶ資料合計	6,520	3,854	6,890	868	1,394	19,526

合計	351,652	119,815	113,723	44,109	118,050	747,349
----	---------	---------	---------	--------	---------	---------

２．令和７年度年齢別利用状況

令和８年 ３月末現在

種別	０～６歳	７～１２歳	１３～１５歳	１６～１８歳	１８歳以上	計
人口	7,128	8,429	4,702	4,864	138,634	163,757
登録者数	3,141	7,322	4,396	3,648	43,165	61,672
利用者 (実利用者数)	1,500	3,371	682	393	15,235	21,181
利用者 (延べ利用者数)	18,801	39,399	5,944	2,784	258,654	325,582
貸出点数	108,135	173,121	20,842	7,957	786,874	1,096,929

※ 在勤・在学・隣接の利用者を含む。団体利用者は除く。

※ 電子図書の利用者・貸出点数は除く。

【参考資料 2】 読書活動に関する用語説明

用 語	説 明
あ行	
アクセシビリティ	高齢者や障がい者などハンディのある人にとって、どの程度使用しやすいかという意味で使われる。情報やサービスが、どんな人にも利用しやすいことを意味している。
アクセシブルな書籍	障がいの有無や日本語の習熟度などに関わらず、誰もが利用しやすく、障がい等により通常の文字情報での読書が困難な人でも、音声・点字・画像等を用いて内容を容易に認識できるよう工夫された書籍や資料。LL ブック、大活字本、点字図書、録音図書、マルチメディア DAISY、さわる絵本、布の絵本など。
アクセシブルな電子書籍	障がい等により通常の文字情報での読書が困難な人を含め、誰もが利用しやすいよう工夫された電子書籍。文字の拡大・縮小、文字の色や背景色の変更、音声読み上げ、文字と音声の同期表示などの機能に対応したものをいう。DAISY 図書、オーディオブック等。
朝読書	学校において始業前の 10 分程度を利用して行う読書活動。児童生徒が読書に親しんだり、自ら調べたりする態度を育成することを目的とし、教材ではなく、各自で用意した好みの本を黙読する。
アニメーション	こどもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。
インクルーシブな読書環境	障がいの有無や言語・文化的背景などに関わらず、全てのこどもが自分に合った方法で読書を楽しめる環境。さわる絵本や LL ブック、大活字本など、一人ひとりのニーズに応じた資料やサービスが整備された読書環境。
家読（うちどく）	家庭内での読書活動。「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなが読書をすることで、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなど家族のコミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。学校の「朝の読書」運動の家庭版として 2006 年に提唱された。
SNS	「Social Networking Service」の略。ウェブの仕組みを使い、インターネット上のコミュニケーションを促進する登録制のサービス。Facebook や LINE、YouTube など。
LL ブック	LL は、スウェーデン語の Lättläst（レットレースト）の略語で、「やさしくてわかりやすい」の略語。知的障がいや発達障がい、日本語を学ぶ人など、読むことに困難のある人が理解しやすいよう、やさしい文章や写真、イラストなどを用いて作られた本。
オーディオブック	書籍の内容を音声で聞くことができる電子コンテンツ。朗読を聞くことで、本を読むことが難しい人も読書を楽しむことができる。
おはなし会	物語に親しむ機会を提供するために、図書館等において絵本の読み聞かせやストーリーテリングを行う集い。
音声 DAISY	DAISY とは「Digital Accessible Information System」の略。デジタル録音図書の国際標準規格。音声 DAISY は図書や雑誌の内容を録音して音声にした録音図書。
か行	
学校司書	学校図書館の運営の向上を図り、児童生徒や教員による学校図書館利用の促進のため、学校図書館の職務に従事する職員。平成 26 年の「学校図書館法」改正で初めて法的に位置づけられ、配置に向けた努力義務が定められた。本市では、現在、司書資格を有する職員を司書リーダー、それ以外の職員を学校図書館支援員として、学府ごとに配置している。
学校図書館図書標準	平成 5 年（1993 年）3 月に国が定めた、学校図書館の蔵書の充実を図るための基準。学校種別や学級数に応じて備えることが望ましい標準的な蔵書冊数の目安を示している。
家庭文庫	個人の自主的な運営により、自宅や蔵書を活用して児童書の貸出しや読み聞かせなどを行い、地域のこどもたちに読書に親しむ機会を提供する活動。個人の善意によって運営される小規模な児童図書館である。

GIGA スクール構想	児童生徒1人に1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の教育 ICT 化推進の取組。GIGA は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する」の略。
子ども読書の日	国民の間に広くこどもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、こどもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 10 条において、4 月 23 日を「子ども読書の日」と定めている。
さ行	
さわる絵本	絵や文字を立体的に表現し、手で触れて楽しめるようにした絵本。視覚障がいのあるこどもをはじめ、様々なこどもが絵本を楽しめるよう工夫されている。
司書	「図書館法」に定められた図書館に置かれる専門的職員。資料の選択、受入、分類、貸出業務、読書案内や利用者からの質問に図書館で得られる情報をもとに答えるレファレンス業務等を行う。
司書教諭	「学校図書館法」に規定された学校図書館の専門的職務にあたる教員。教員が担当する校務分掌の一つとして職務命令により発令される。12 学級以上の学校に配置が義務付けられている。
静岡県子ども読書アドバイザー	各市町で活動しているボランティアの中から、経験や技術に優れ、リーダーとしての資質を備えている人材を「静岡県子ども読書アドバイザー」として県が養成、認定している。
情報リテラシー	膨大な情報から必要なものを選択し、その正確性を評価し、自己の判断で活用する能力。
調べ学習	授業の中で設定した課題について、図書資料やインターネット、実地見学等を通して、こどもが調べる学習活動のこと。
ストーリーテリング	語り手（ストーリーテラー）が物語を覚えて語り聞かせること。「素ばなし」ともいう。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、ストーリーテリングは耳からの言葉だけで想像を膨らませるため、文字を十分に読めないこどもでも物語を楽しむことができ、読書への導入にも適している。語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。
た行	
大活字本	文字を通常より大きく印刷し、文字が見えにくい人や高齢者、弱視の人などが読みやすいようにした本。
団体貸出	磐田市立図書館では、読み聞かせや読書会など、読書活動支援を目的とする社会教育団体に 1 度に 200 点以内、最大 3 か月間の貸出を行っている。
茶の間ひととき読書運動	こどもたちには読書の楽しさを伝え、親には読書の大切さを再認識してもらい、親子で本に親しむ運動。磐田市では、小学 3 年生の親子を対象に、昭和 41 年度から実施している。
DAISY（デイジー）図書	Digital Accessible Information System（デジタル・アクセシブル・インフォメーション・システム）の略称。音声と文字と画像を同期させたマルチメディア図書。視覚障がい者や読字障がいのある人等が利用しやすい形式。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術で抜本的な変革をもたらし、生活様式を向上させるという考え。図書館においては、デジタル資料やオープンデータの充実、デジタル機器の利用、オンラインを利用したサービスなどにより、利用者の利便性の向上のほか、図書館利用に困難のある人や、未利用者への働きかけとしても効果を期待できる。
電子書籍サービス	電子化した資料をインターネットなどのコンピューターネットワークを通して提供するサービス。磐田市では、平成 28 年 10 月に電子図書館を導入し、平成 29 年 8 月から商用コンテンツ（一般書）の貸出サービスを開始。 令和 4 年 8 月から商用コンテンツ（児童書）の貸出サービスを開始。 令和 6 年 9 月、「読み放題パック」の閲覧サービスを開始。
点字図書	視覚障がいのある人が指で触れて読むことができる文字を点字で表記した本。
読書活動	こどもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの。
読書バリアフリー法	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）。障がいの有無に関わらず全ての人が読書できる環境整備を推進する法律。
読書郵便	友だちや家族等に、読んで楽しかった本の紹介をするため、手製のはがきやカード等により郵便という形式で、メッセージを伝えるもの。

図書館フェスティバル	いろいろな切り口から図書館の可能性を多くの方に知ってもらい、一緒に楽しみ、まちの情報拠点・居場所として次世代の図書館像を探っていく催し。図書館をともにつくっていく人たちの共同の輪（共創）を広げることも目指している。令和6（2024）年から実施。
な行	
ひと・ほんの庭にこっと	人と本を介し、相談・子育て支援・市民交流・学びの支援などの機能提供を図る新しい複合施設。豊田図書館を改修し、平成30年8月11日にオープンした。
は行	
1人1台端末	GIGAスクール構想の実現により、小・中学校段階のこどもたち1人に1台ずつ配備された学習者用端末。児童・生徒は、自分の端末を学校でネットワークに接続して授業を受けることができる。
ビブリオバトル（書評合戦）	発表者が読んで面白いと思った本を1人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。
不読率	1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合。
ブックスタート	地域に生まれた全ての赤ちゃんの幸せな成長を願い、メッセージを伝えながら絵本を手渡す運動のこと。本市では、0歳児を対象に、絵本を通じて、温かく楽しいひとときを持つとともに、読書の出発点として、読書の重要性を伝えるとともに、絵本やわらべうたを親子で楽しみながら、赤ちゃん絵本、アドバイス集、おすすめ絵本のリストなどがセットされたブックスタートパックを配布している。平成17年度から市町村合併を機に市内全地域で実施。
ブックトーク	特定のテーマに関する本に興味を湧くように工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。エピソードや主な登場人物、著作者の紹介、あらすじを含めて、批評や解説を加えながら一つの流れができるように順序よく紹介し、読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を呼び起こす読書への動機づけとして効果的である。学校図書館などでは読書指導の一環として行われる。
並行読書	教科書の単元に関連する図書を並行して読む学習活動。
ペープサート	2枚の紙に絵を描き、その紙に竹串などを挟んで貼り合わせて人形を作り、串の部分を手にとって演じる紙人形劇。
ま行	
マルチメディア DAISY（ディジー）	音声と合わせて、画像やテキストを同時に再生できるデジタル録音図書。テキストがハイライトされるため、どこを読んでいるのかがわかりやすく、文字の大きさ、読み上げの速度、背景やハイライトの色なども変更できる。
や行	
YA（ヤングアダルト）	Young Adult の略。主に中学生・高校生世代（子どもと大人の中間に位置する世代）を中心とした若者たちを表す言葉。図書館では、児童書と一般書の間に「YA」のカテゴリーを設け、YA世代を対象とした資料収集やサービス、居場所づくりを行っている。
ユニバーサル資料	点字付き絵本やさわる絵本、LLブック（やさしく読みやすく書かれた本）などのバリアフリー資料のほか、外国語を併記した本。特別な支援を必要とするこどもたちに読書の楽しみを知ってもらうとともに、全てのこどもが多様な形態の資料について知るきっかけになる。
読み聞かせ	大人がこどもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、こどもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、こどもたちが同世代や異年齢のこどもたちへ行う場合もある。
ら行	
りんごの棚	LLブック、点字絵本、大活字図書、布の絵本など、読書に特別な支援を必要とするこどもたちのための読書バリアフリー資料を集めて配架する本棚。スウェーデンの図書館で始まった取組で、全ての人が読書を楽しめる環境づくりのシンボルとされている。

【参考資料 3】 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

発令 ；平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

最終改正：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

改正内容：平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号[平成 13 年 12 月 12 日]

○子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号〕

〔文部科学大臣署名〕

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【参考資料4】 学校図書館法

学校図書館法

発令 : 昭和28年8月8日 号外法律第185号

最終改正 : 令和7年6月18日 号外法律第68号

改正内容 : 令和7年6月18日 号外法律第68号[令和8年4月1日]

○学校図書館法

[昭和二十八年八月八日 号外法律第百八十五号]

[総理・大蔵・文部大臣署名]

学校図書館法をここに公布する。

学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）

をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第一百四十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三十三年五月六日法律第一三六号〕

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 昭和三十三年度までの国庫負担金については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四十一年六月三〇日法律第九八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成九年六月一日法律第七六号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一〇年六月一二日法律第一〇一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるも

ののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一三年三月三〇日法律第九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一五年七月一六日法律第一一七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。〔後略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

二 〔略〕

附 則〔平成二六年六月二七日法律第九三号〕

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

- 2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二七年六月二四日法律第四六号抄〕

（施行期日）

- 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月一八日法律第六八号抄〕

（施行期日）

- 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。〔後略〕

【参考資料 5】 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

発令 ； 令和元年 6 月 28 日号外法律第 49 号

最終改正：令和元年 6 月 28 日号外法律第 49 号

改正内容：令和元年 6 月 28 日号外法律第 49 号[令和元年 6 月 28 日]

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

〔令和元年六月二十八日号外法律第四十九号〕

〔文部科学・厚生労働大臣署名〕

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律をここに公布する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十七条）

第四章 協議の場等（第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有すること
に鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

磐田市こども読書活動推進計画（第５次）

編 集 磐田市立中央図書館

発 行 令和８年●月

発行者 磐田市 自治市民部 磐田市立中央図書館

〒438-0086 磐田市見付３５９番地５